

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)5月30日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第13条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項)」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項)」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。
- (2) 第19条第1項第1号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又

は第35条の3第11項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の札幌市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定の基礎となる所得の金額の算定方法に係る規定について所要の改正を行うとともに、保険料の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するため、本案を提出する。